



町田市デリバリー・テイクアウト支援給付金【第2弾】 ＜申請案内＞

市内の飲食事業者に対し、デリバリーやテイクアウトの実施に係る経費（容器・包装紙の消耗品費、チラシの販促費など）として、一律10万円を給付します。これにより、新型コロナウイルス感染症等の影響で厳しい経営状況が続く市内飲食事業者を支援するとともに、「新しい生活様式」の実践例である「食事のデリバリー・テイクアウト」を促進します。

1 概要

(1) 給付対象者

中小企業者^{*1}のうち、以下の要件をすべて満たす飲食事業者とします。

- ①町田市内に事業所（店舗）を有すること
- ②町田市内の事業所（店舗）において、飲食店営業又は喫茶店営業の許可を受けていること^{*2}
- ③町田市内の事業所（店舗）内に、飲食スペースを有すること
- ④2021年10月1日から2022年1月31日の間に町田市内の事業所（店舗）において、飲食物のデリバリー又はテイクアウトを実施していること（緊急事態宣言発令等に伴い休業している場合は、休業以前からデリバリー又はテイクアウトを実施していること）
- ⑤町田市内の事業所（店舗）において、今後もデリバリー又はテイクアウトを継続して実施する意思があること
- ⑥市税を完納していること又は市税の徴収猶予の許可を受けていること



※1 原則、中小企業基本法第2条第1項に該当する中小企業者をいう。

主な業種	いずれかを満たすこと	
	資本金額又は出資総額	常時使用する従業員数
製造業・建設業・運輸業など	3億円以下	300人以下
卸売業	1億円以下	100人以下
サービス業	5,000万円以下	100人以下
小売業	5,000万円以下	50人以下

ただし、①特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第2条第2項に規定する特定非営利活動法人であって、常時使用する従業員の数が上記表の中小企業と同規模のもの、②一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（平成18年法律第48号）に規定する一般社団法人又は一般財団法人であって、常時使用する従業員の数が上記表の中小企業と同規模のもの、③中小企業信用保険法（昭和25年法律第264号）第2条に規定する中小企業者又は小規模企業者に該当する組合であって、常時使用する従業員の数が上記表の中小企業と同規模のもの、も対象とする。

※2 食品衛生法施行令（昭和28年政令第229号）第35条第1号（飲食店営業）又は第2号（喫茶店営業）に該当する営業を行うことについて食品衛生法（昭和22年法律第233号）第52条の規定による営業許可を受けていることをいう。

(2) 給付額

1事業所（店舗）あたり10万円 ※町田市内の事業所（店舗）分のみ

2 申請

(1) 申請期間

2021年10月18日（月）～2022年2月4日（金） ※消印有効

(2) 申請方法

郵送での申請となります。

申請書類（書類番号①～⑨）をすべて揃えた上で、以下の宛先に郵送してください。郵送にあたりましては、簡易書留等、郵送物の追跡ができる方法を推奨します。

<町田市デリバリー・テイクアウト支援給付金 申請書類提出先>
〒194-8520 東京都町田市森野2-2-22
町田市産業政策課 デリバリー等支援担当



(3) 申請書類

書類番号	書類の名称
①	町田市デリバリー・テイクアウト支援給付金申請書（指定様式）
②	デリバリー・テイクアウト実施状況報告書（指定様式）
③	町田市デリバリー・テイクアウト支援給付金申請に係る承諾書兼誓約書（指定様式）
④	申請時チェックシート兼アンケート（指定様式）
⑤	町田市内の事業所（店舗）で、デリバリー又はテイクアウトを実施していることが確認できる資料（1事業所（店舗）あたり2点、コピー可） 事業所（店舗）名が確認できる資料を用意してください。 用意する資料がA4サイズより小さい場合は、指定の貼付け用紙に資料を貼付してください。 【具体例】 ・デリバリー又はテイクアウトを実施していることが確認できる看板、ポスター、ステッカー等の写真 ・デリバリー又はテイクアウトを実施していることが確認できるチラシ、パンフレット ・デリバリー又はテイクアウトのメニュー表 ・自社（店舗）のホームページで、デリバリー又はテイクアウトを実施していることが確認できる該当ページ ・自社（店舗）のSNSで、デリバリー又はテイクアウトを実施していることが確認できる該当ページ ・登録しているデリバリー又はテイクアウトサイトの該当ページ、契約書の写し ・デリバリー又はテイクアウトの注文履歴、売上伝票
⑥	町田市内の事業所（店舗）の外観の写真、及び事業所（店舗）内に飲食スペースを有することが確認できる内観の写真（指定の貼付け用紙） 写真の裏面に店舗名（屋号）を記入の上、対象となる事業所（店舗）ごとに提出してください。 用意する写真がA4サイズより小さい場合は、指定の貼付け用紙に資料を貼付してください 【外観】 事業所（店舗）の全景に加え、「のれん」や看板など、店舗名（屋号）が確認できる写真 ※看板のない扉だけの写真など、事業所（店舗）としての外観がわかりにくい写真は避けてください。 【内観】 飲食スペースがあるかどうかを確認できるよう、なるべく広く店内が写っている写真 ※イス1つだけの写真や極端に接写している写真など、店内がわかりにくい写真は避けてください。
⑦	食品関係営業許可書（コピー） 対象となる事業所（店舗）ごとに用意してください。 「客室または客席を設けないこと」等の条件が付されていないことが要件となります。 紛失してしまった場合、代わりに、町田市保健所中町庁舎（町田市中町2-13-3）にて発行している「証明書」を提出してください。
⑧	事業概要がわかる資料（コピー） 【法人の場合】 履歴事項全部証明書（発行後3か月以内のもの） 【個人の場合】 開業届、直近の確定申告書第1表（控え）、直近の青色申告決算書（両面・控え）、直近の収支内訳書（控え）等のいずれか
⑨	振込口座の通帳（コピー） 金融機関名、金融機関コード、支店名、支店コード、預金種別、口座番号、口座名義（カナ）がわかる箇所をコピーしてください。



(4) 申請時の注意事項

- ・申請は、**1事業者につき1回まで**です。町田市内に事業所（店舗）が複数ある場合、1回の申請で複数事業所（店舗）分の申請書類を作成し、申請してください。
- ・書類番号①～④は、市ホームページにてダウンロードしてください。また、産業政策課窓口で申請書類を配布しております。
- ・申請書類は、原則片面A4サイズで提出してください。
- ・申請書類に不足や誤りがある場合、追加書類の提出を求めたり、確認の連絡をするため、給付に時間を要する場合がございます。送付時に「申請時チェックシート」を利用して、必ず確認してください。
- ・ご提出いただいた申請書類は返却できませんので、予めご了承ください。

3 申請受付後の流れ

(1) 申請書類の確認、審査

申請書類（書類番号①～⑨）がすべて揃っているかを確認し、対象要件を満たしているか等を審査いたします。資料の不足や不明な点等が発生した場合は、申請書に記載された連絡先にお問い合わせいたします。

※申請者が給付の対象外だと判明した場合、申請書に記載された連絡先に、個別にご連絡いたします。

(2) 給付金の給付

申請書類（書類番号①～⑨）がすべて揃ってから、1か月程度で指定口座へ入金いたします。通帳等に表示される振込名義は、「マチダシカイケイカンリシヤ」です。

(3) その他

①給付決定の取消し及び給付金の返還

申請の内容及び申請書類に虚偽等が判明した場合、給付の取消し及び給付金の返還を求めます。

②給付の決定及び給付額の確定

給付の決定及び給付額の確定は、給付金の振込をもって行います。申請者に対し、**別途通知等を行いません**。予めご了承ください。



4 よくある質問

Q 1. 給付金の対象となる要件は何ですか？

A 1. 中小企業者のうち、①市内に店舗があること、②市内の店舗にて飲食店営業又は喫茶店営業の許可を受けていること、③市内の店舗内に飲食スペースを有すること、④市内の店舗にて2021年10月1日から2022年1月31日の間に飲食物のデリバリー又はテイクアウトを実施し、今後も継続の意思があること、⑤市税を完納していること、が要件となります。

Q 2. 市内に対象となる店舗が複数あります。複数店舗分の申請は可能ですか？

A 2. 可能です。1店舗あたり10万円を給付します。
ただし、申請は1事業者につき1回までですので、1回の申請で複数店舗分の申請書類を作成する必要があります。

Q 3. フランチャイズ店は対象になりますか？

A 3. 中小企業者（個人事業主を含む）が運営する店舗であり、対象要件を満たしていれば対象になります。

Q 4. 市内に飲食店舗がありますが、支店登記をしていません。対象になりますか？

A 4. 対象になります。

Q 5. テイクアウト専門店（弁当屋等）やデリバリー専門店（宅配ピザ屋等）、移動販売（キッチンカー等）は対象になりますか？

A 5. 一般的に、弁当屋や宅配ピザ屋、キッチンカーによる販売は店内に飲食スペースがないと考えられるため、対象外となります。



Q 6. みなし大企業は対象になりますか？

A 6. 中小企業基本法第2条第1項に該当する中小企業であれば、対象になります。

Q 7. 以前からデリバリー・テイクアウトを実施していました。対象になりますか？

A 7. 対象になります。

2021年10月1日から2022年1月31日の間に、飲食物のデリバリー又はテイクアウトを実施し、今後も継続の意思があることが要件となります。

Q 8. 2022年2月以降にデリバリー・テイクアウトを実施予定です。対象になりますか？

A 8. 対象にはなりません。2021年10月1日から2022年1月31日の間に実施していることが確認できる場合のみ、対象になります。

Q 9. 緊急事態宣言が発令されている期間はお店を休業しています。対象になりますか？

A 9. 以前から飲食物のデリバリー又はテイクアウトを実施していることが確認でき、休業明けもデリバリー又はテイクアウトを継続することが確認できれば、対象になります。

Q 10. 申請書類のうち、食品関係営業許可書をなくしてしまいました。給付金は申請できないのでしょうか？

A 10. 町田市保健所中町庁舎（町田市中町2-13-3）にて、食品関係営業許可書の代わりに「証明書」を発行していますので、こちらを提出してください。

詳しくは、町田市保健所食品衛生係（電話番号：042-722-7252）までお問い合わせください。

※即日が発行いたします。発行までに、30分程度お時間をいただきます。



Q 1 1. 新型コロナウイルス感染症の影響により、市税の徴収猶予の許可を受けています。給付金は申請できないのでしょうか？

A 1 1. 申請できます。町田市では市税の徴収猶予を許可した場合、「徴収猶予許可通知書」を発行していますので、通知書を手に入れた上でご申請ください。

Q 1 2. 新たにデリバリー又はテイクアウトを始めるにあたり、東京都中小企業振興公社「業態転換支援事業」の助成を受けています（助成申請を検討しています）。町田市の給付金にも申請できるのでしょうか？

A 1 2. どちらも申請できます。業態転換支援事業の詳細については、東京都中小企業振興公社のホームページをご確認ください。



<町田市デリバリー・テイクアウト支援給付金 問い合わせ先>

〒194-8520 東京都町田市森野2-2-22

町田市産業政策課 デリバリー等支援担当

(平日： 8：30～17：00 ※12：00～13：00を除く)

電話：042-794-7345

FAX：050-3101-9615

メール：inshoku-ouen@city.machida.tokyo.jp